

令和8年度

業務名 那覇港クルーズ旅客受入機能高度化計画作成業務

特記仕様書

令和8年9月

那覇港管理組合
企画建設部 みなと振興課

1. 業務の目的

那覇港では、コロナ禍を経てクルーズ船の寄港が順調に回復しているが、二次交通の収容空間の確保や円滑な接続などクルーズ旅客の移動円滑化や利便性向上に取り組むことが求められている。また、那覇クルーズターミナルでは、手荷物搬送施設の完成によるフライ & クルーズの促進やクルーズ旅客に新たな二次交通や寄港地観光商品等を提供する海上交通施設の整備、第2クルーズバースでは令和8年1月策定の「那覇港国際旅客船拠点形成計画」を踏まえた施設等の整備に向けて取り組むこととしている。

本業務では、持続可能なクルーズ振興に向け、関係事業者との意見交換等を踏まえて現状の受入体制の改善点や今後具備すべき機能等を整理した上で、その対応策についてハード・ソフトの両面から総合的に検討し、那覇クルーズターミナルと第2クルーズバースが相互に連携・機能補完を図りつつ、クルーズ船社やクルーズ旅客の満足度向上、ウォーターフロント地域の交流・賑わい創出等に計画的に取り組むため、那覇港におけるクルーズ旅客受入機能高度化計画（以下「高度化計画」という。）の作成を行うものである。

2. 履行期間 契約締結の翌日から令和9年7月30日まで

3. 履行場所 那覇港内

4. 業務内容

（1）計画準備

ア）業務計画書の作成

本業務の実施に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順や実施に必要な事項について整理した業務計画書を作成する。

なお、二次交通の供給量そのものを増大させる方策検討については本業務には含まないが、県観光部局において実証事業が予定されているため、計画検討にあたり当該事業と連携を図るものとする。

イ）現地踏査

那覇港におけるクルーズ船の受入状況（寄港型、発着型）の把握を目的に現地踏査を実施する。

ウ）先進事例調査の実施

本業務を効果的に進めるため、先進事例調査（国内3例程度）を行うものとし、調査に必要なヒアリング項目の作成、現地調査への同行、調査結果の取りまとめを行う。なお、事例調査には、ポートセールスの実施状況や岸壁予約の実施状況に関する調査も含むものとする。

（2）検討会の設置、運営

効果的な計画作成を目指し、クルーズ旅客の移動円滑化や利便性向上に繋がるようクルーズ船寄港時の現場のオペレーション等を熟知する関係機関や受入関係事業者等（船社、船舶代理店、警備会社、バス・タクシー等の二次交通事業者、ランドオペレーター等の観光関係事業者、CIQ 機関（税関・出入国管理・検疫）等）へのヒアリングを行い、意見交換等の場として、検討会を設置し、運営する。検討会への参画機関は20者程度を想定し、開催は3回を予定している。なお、議題には、今後の効果的なポートセールスの実施に資する内容や岸壁予約方法の改善に係る内容も含むものとする。

(3) 那覇クルーズターミナル (NCT) における高度化計画の作成

ア) ターミナル地区 (ターミナルビル、埠頭用地、ボーディングブリッジ) の受入体制の検討

検討会の意見等を踏まえ、クルーズ旅客の快適かつ円滑な移動環境の確保、二次交通の収容空間確保や円滑な接続等の利便性向上、フライ & クルーズへの円滑な対応の観点から、既存ターミナルビルが有する機能が安全かつ円滑なオペレーションとなっているかどうか、埠頭用地面積等が適切かどうか等、ターミナル地区の再点検を行い整理、評価し、受入体制の改善点や今後具備すべき有用な機能等の対応策を検討する。

なお、埠頭用地に狭隘性が認められる場合、その解消に向けて開発空間の拡張も含めた検討を行うものとするが、費用対効果の観点から、拡張ありきではなく、周辺エリア (緑地等) の有効活用や ICT 技術の活用等によるソフト面での対応策についても検討を行う。

また、既存ボーディングブリッジについて、発注者が保有する利用状況調査資料を参考に、現状の改善点を整理、評価した上で、改修計画や代替施設の検討を行う。

イ) 海上交通施設 (小型棧橋等) の検討

類似施設の規模、性能、整備費、維持管理費等について事例調査を行う。

海上交通施設の設置箇所について複数ケースでの検討を行う。その際、設置予定箇所の静穏度 (既往資料) や旅客動線等を踏まえて各ケースの利便性や合理性などについて比較検討を行う。

海上交通施設の構造・形式について複数ケースでの検討を行う。その際、各ケースにおける利便性や維持管理を含む経済性などについて比較検討を行う。

海上交通施設の整備に向けて関係事業者等への説明会等を行い、意見を集約する。

ウ) 高度化計画の作成

上記を踏まえて、今後実施すべき施策や事業、概算事業費等を取りまとめた那覇クルーズターミナルにおける高度化計画を作成する。

(4) 第2クルーズバース (第2CB) における高度化計画の作成

ア) ターミナル地区の施設配置計画等の検討

「那覇港国際旅客船拠点形成計画」に基づき連携船社が整備するターミナルビル計画との整合性及び検討会の意見等を踏まえ、交流・賑わい機能の確保も考慮しつつ、クルーズ旅客の快適かつ円滑な移動環境の確保、二次交通との円滑な接続等の利便性向上を実現できるターミナル地区の施設配置計画等について検討を行う。

イ) 高度化計画の作成

上記を踏まえて、今後実施すべき施策や事業、概算事業費等を取りまとめた第2クルーズバースにおける高度化計画を作成する。

※全体版として取りまとめる高度化計画には、先進事例調査や検討会を踏まえて検討したポートセールスや岸壁予約の今後の取り組みの方向性等を整理した計画を含むものとする。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間2回、成果物納入時の計4回を想定している。なお、現地踏査、先進事例現地調査同行、検討会参加は本打合せに含めない。

5. 成果物

本業務における成果物（業務報告書、検討会結果整理資料、内部説明用資料）は、「電子データ」と「紙」によるものとする。

- (1) 「成果物」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出しなければならない。

なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとし、報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、分かりやすく整理すること。

- (2) 「紙」による報告書は製本3部とする。

6. 検収

- (1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

- (3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- (4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当する時には適用しない。
- (5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。
- (6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8. 直接経費

直接経費の内、下記については、業務の中で決定するため、別途出来高精算する。

- (1) 先進事例調査における旅費交通費
- (2) 検討会における会場費

9. その他

- (1) 事業を実施するに当たっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な経験を有する管理技術者及び担当技術者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。
- (4) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。